



遠い空から

～元気に頑張っています～

香川県弁護士会所属

法テラス香川法律事務所

奥永 彩可 (74期)

Okunaga Ayaka

1. 自己紹介

私は、司法修習（74期）を終えた後、2022年5月から、法テラスのスタッフ弁護士（以下「スタ弁」といいます。）として、東京フロンティア基金法律事務所（以下「フロンティア」といいます。）で、1年間、養成を受けました。2023年5月からは、法テラス香川法律事務所へ赴任しました。

赴任前は、養成期間とは異なり、一人で事件処理をしていかなければならないことへのプレッシャーがありました。しかし、赴任してみると、先輩方が言っていたとおり、フロンティアでの1年間の方が大変だったと分かりました。赴任して1年が経ちましたが、フロンティアで鍛えてくださったおかげで、赴任後もなんとかなっていることを日々感じています。フロンティアの菊池秀明先生が「養成中の1年苦労するか、赴任してから苦労するか」とおっしゃっていたことを思い出します。

2. 香川に赴任してからの活動

(1) 法テラス香川法律事務所の紹介

法テラス香川法律事務所は、常勤弁護士が3名、事務局が3名です。弁護士が複数の事務所なので、松本邦剛弁護士・森田航弁護士のお二人に、日頃から事件処理で悩んだ際、相談することができ、とても助かっています。

法テラス香川法律事務所は都市型なので、扶助・国選事件のみの受任となり、有償事件は例外的に許可を得ない限り受けることができません。事件

の種類としては、債務整理・離婚・刑事が多く、被害者支援や司法ソーシャルワーク（SW）が盛んな点が香川の特徴です。赴任してから、福祉職の方のケース会議や重層的支援会議等に参加したり、講演を行う機会も多いことに驚きました。

香川では、元スタ弁の先生方が多く独立されており、先輩方とのつながりがあることにも助かっています。香川の元スタ弁の先生方が、福祉職の方々との連携を築いてくださったおかげで、債務整理や刑事事件等で困った際に、福祉職の方と連携して事件処理をすることができています。

私個人としては、都市型で制限がある中、上記の事件や司法SWをはじめとし、医療観察の事件を担当する等、様々な経験ができています。

香川では、高松に弁護士が多く、高松以外には弁護士が少ない関係で、スタ弁は、西や東に出張相談等に行くことが多いのですが、香川は日本で一番面積が小さい県ということで、高松から、車に乗って1時間程度で県内のどこにでも行けます。そのおかげで車に乗れば仕事がしやすく、運転免許は必須と感じています。私自身ペーパードライバーだったため、赴任後1～2か月は週末に運転の講習を受け、運転できるようになりました。

女木島



(2)「対応困難者」？

香川に赴任してから担当する事件や福祉職の方々と関わる中で、病識がなく、精神障害により、周囲と摩擦が生じてしまっている方々との関係づくりや対応方法について、苦慮することが多くあります。法テラスの研修等で学んだことを活かしつつ、よりよい対応を心がけようと頑張っています。

依頼者等との関係で悩んだ際、フロンティアの笹森真紀子先生が積立金を毎回持ってこられない依頼者に伴走されていた姿や、川辺雄太先生がおっしゃっていたことをよく思い出しています。精神障害があり、なかなか破産の書類を持っていくことができない依頼者に、新人弁護士が厳しい態度を取ってしまったところ、川辺先生は、(精神障害がある)依頼者をいじめようと思えば、いくらでも弁護士はいじめることができる、その人が精神障害を有するに至った背景を考え、対応しなければならないといった旨のことをおっしゃっていました。「困った人は困っている人」と聞いたことがあります。香川に赴任し、精神障害を抱えた依頼者等と関わる中で、実際、そのとおりで感じます。

法テラスの法律相談で、回収が困難な金銭的請求にこだわっていらっしゃる方のご相談を受けることがよくあります。30分の相談の中で、法的に回収が困難であることの説明だけでなく、なぜその請求にこだわるのか、生活に困っていることが本当の課題ではないのか、その解決に向けての話までできると、法律相談に満足していただけることが多いように感じます。

対応が困難な方は、このような本当の課題を見つけることが自他ともに困難な方のように思います。弁護士は法的な面でのサポートをすることが役割ですが、その人が抱えている本当の課題に少しでも気づくことができると、信頼関係を築く上で役立つように思います。対応を間違えてしまい、関係が悪くなってしまうこともありますが、自身の対応力のなさ故に、「対応困難者」にしまわれないよう、精進していきたいです。

(3) 監督者制度の利用

香川に赴任して2年目ですが、初めて裁判員裁判を受任し、元スタ弁の田中拓先生に共同受任し

ていただき、対応中です(執筆時点)。

被告人に発達障害特性等が疑われ、その特性が事件の背景にある(弁護人のケースセオリーのためには被告人の発達障害の診断等が必要な)事案で、保釈請求がなかなか認められなかったことから、精神科医の診察及び検査を受けるため、勾留執行停止を申立てました。

その際、裁判所から監督者制度の利用を求められたことから、日本保釈支援協会の支援を受け、監督保証金を納付し、監督者選任の上、勾留執行停止が認められました。

たまたま勾留執行停止の申立てが監督者制度の施行日であったこともあり、日本保釈支援協会によると、保釈でも勾留執行停止でも、監督者制度の利用は全国初とのことでした。

保釈請求後、勾留執行停止が行われるまで、慌ただしい1週間でしたが、長く勾留され、元気がなくなっていた被告人が、勾留執行停止により、少し元気を取り戻してくれたようなので、とても嬉しく、頑張ってたよかったです。

執筆時点で、その後も保釈が通らない現状なので、引き続き頑張りたいと思います。

3. うどんだけじゃない県

最後に、香川県の紹介をしたいと思います。皆さんご存じのとおり、香川県は「うどん県」と呼ばれるほど、うどんが評判です。私は正直、うどんがそんなに好きではなく、あまりうどんを食べる予定ではありませんでした。しかし、香川県に来て、美味しいと評判のうどん屋さんに行ってみると、とても美味しく、今ではお昼にうどんをよく食べています。香川県のPRにあるように、うどんだけではなく、骨付鳥やオリーブハマチも絶品ですので、ぜひ香川にいらしてください。 

